

鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第58号

鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示

鴨川市住民基本台帳の住民票の写し等の交付及び住民異動の届出に関する事務取扱要綱（平成18年鴨川市告示第142号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「当該個人番号カード」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、「に暗証番号その他必要な事項を自ら入力する方法」を削る。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。